

省エネルギー診断業務におけるセルフ診断ツールの開発委託 契約事業者選定基準

公益財団法人東京都環境公社が発注する「省エネルギー診断業務におけるセルフ診断ツールの開発委託」に係る契約事業者選定基準については、次に掲げる方法による。

1 審査機関（所掌事項）

本業務委託の選考審査については、「省エネルギー診断業務におけるセルフ診断ツールの開発委託契約事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」において実施する。

本審査は、仕様書等に記載している要求・要件を満たしているかを観点に、企画提案書など提出書類と応募事業者のプレゼンテーションの内容をもって委員会の委員が行う。

2 契約事業者選定基準

(1) 契約事業者の決定方法

審査において、採点された得点の合計点が最も高い者の企画提案を採用するものとする。ただし、合計点が最も高い者が2者以上いた場合には、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 審査・採点方法

審査は、「3 審査項目・審査の観点」に基づき、以下の区分により採点を実施する。①と②を合算したものを合計点（得点上限：150点）とし、審査項目の配点に応じ、得点を付与する。

なお、委員長が必要と判断した場合は、結果等について各委員と協議を行い、採点方法等について調整することができる。

① 各委員（委員長を含む）が採点する一次審査（得点上限：100点）

各委員は、審査票により、各者の企画書案を各審査項目について6段階評価（非常に優れている：5点、優れている：4点、ふつう：3点、劣る：2点、非常に劣る：1点、仕様内容を満たしていない：0点）し、採点する。各項目の配点に応じて評価点数を計算する。

② 見積価格による二次審査（得点上限：50点）

予算の範囲で妥当な見積額であるかを評価する。

3 審査項目・審査の観点

委託業務の提案並びに見積価格の評価については、仕様書及び「業務委託契約に係る総合評価契約実施要綱（第17条 提案技術並びに見積価格の評価方法）」に基づき、次表のとおり行う。

No.	審査項目	評価項目	審査の観点
1	提案内容	本委託業務の理解度	(1) ツール開発の目的及び内容を理解したうえで、開発するツールの基本方針や特徴を具体的に示しているか。
		提案内容の実現性	(2) 開発スケジュールはツール稼働日を踏まえた実効性のあるスケジュールになっているか。
			(3) スケジュールが遅延した場合等、想定されるリスクに対する対応策は用意されているか。
		提案内容の具体性	(4) 稼働後の具体的なイメージができるデモ画面等が示されているか。
			(5) 利用者の利便性に資する機能や工夫が提案されているか。
			(6) セキュリティ対策やデータ改ざん対策が明示されているか。また、その対策で十分と認められるか。
		提案内容の拡張性	(7) 仕様書に記載がない、又は記載内容を超えているものの、本業務の目的を達成する上で、有益な提案はあるか。
			(8) 本ツールにおける対象（設備・機器、建物用途等）を拡張できるシステム構成になっているか。
		2	業務執行体制及び業務推進能力
(10) 統括責任者や作業内容ごとに適切な要因を配置しているか。			
(11) ツール稼働後の保守運用に対する体制が示されているか。			
3	業務実績	企業の執行能力	(12) ツール稼働後の委託者からの問合せ等に対応する運用支援方法が示されているか。
			(13) 過去の業務実績を踏まえ、十分に本業務の実施が可能と認められるか。
4	見積額	経費	(14) 予算の範囲の見積額であるか。

以上